

不動産特定共同事業法案新旧対照条文

○日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（宅地建物取引業法等の適用除外）</p> <p>第四十条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第 号）の規定は、協会には、適用しない。</p>	<p>（宅地建物取引業法の適用除外）</p> <p>第四十条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定は、協会には、適用しない。</p>

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第

九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三
条、第二十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
-------------------------------	------	----

（略）

四十五の二 不動産特定共同事業の許可

不動産特定共同事業法（平成六年法律第 号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の主務大臣がする不動産特定共同事業の許可	許可件数	一件につき
		円 千十五万

（略）

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第

九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三
条、第二十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
-------------------------------	------	----

（略）

（略）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 大蔵省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一、九十七の十一（略）</p> <p>九十七の十二 不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第 号）に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第三十五号の九において同じ。）を営む者の許可及び監督に関すること。</p> <p>九十八、百二十九（略）</p> <p>（権限）</p> <p>第五条 大蔵省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。</p> <p>一、三十五の八（略）</p> <p>三十五の九 不動産特定共同事業を営む者を許可し、これを監督すること。</p> <p>三十六、五十四（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 大蔵省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一、九十七の十一（略）</p> <p>九十八、百二十九（略）</p> <p>（権限）</p> <p>第五条 大蔵省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。</p> <p>一、三十五の八（略）</p> <p>三十六、五十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第三条 建設省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十一の二 不動産特定共同事業者の監督その他不動産特定共同事業法（平成六年法律第 号）の施行に関する事務を管理するに付。</p> <p>四十二 六十六（略）</p>	<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第三条 建設省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 六十六（略）</p>